

(附) 参考資料

地域森林計画の用語解説

地域森林計画の用語解説

項 目	(よみがな)	解 説
あ 行		
育成単層林	いくせい たんそうりん	<u>植栽</u> の有無に関わらず、育成のために人為を積極的に加えていく森林で、 <u>林木</u> の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の <u>樹冠層</u> で構成されている森林。
育成複層林	いくせい ふくそうりん	<u>植栽</u> の有無に関わらず、育成のために人為を積極的に加えていく森林で、 <u>択伐</u> 等により部分的に <u>林木</u> の一定のまとまりを伐採し、人為により複数の <u>樹冠層</u> で構成されている森林。
育成林	いくせいりん	<u>植栽</u> の有無に関わらず、育成のために人為を積極的に加えていく森林。 <u>育成単層林</u> と <u>育成複層林</u> がある。
入会権	いりあいけん	特定地域の住民の団体が、特定の山林原野に対して、共同利用を営む習慣上の権利。
入会林野	いりあいりんや	民法で規定する <u>入会権</u> の目的となっている林野。一定の地域住民が旧来の習慣の下に共同して管理し、採草、放牧、木材生産などに利用している。
植え付け	うえつけ	<u>造林地</u> に <u>苗木</u> を植えること。
植え込み	うえこみ	<u>天然更新</u> にあたり、 <u>稚樹</u> の発生が不良であるなど、将来の成林が期待できない場所に対して、 <u>苗木</u> を植えること。
うっ閉	うっぺい	隣接する <u>林木</u> の <u>樹冠</u> が相接してすき間が狭くなっている状態。
枝打ち	えだうち	一般的には無節の良質材を育成するため下方の枝を切り落とすことをいう。近年は、 <u>複層林</u> における下木や、 <u>裸地</u> 化した <u>土壌表面</u> での植物の生育が可能となるよう陽光を与えるなど、 <u>公益的機能</u> を確保する観点からも行われる。
枝払い	えだはらい	伐倒した <u>樹木</u> の枝をチェーンソーなどによって幹から切り離して丸太を仕上げ、次の <u>玉切り</u> 作業に備えること。
か 行		
外材	がいざい	日本に輸入される木材の総称。
開設	かいせつ	道路（ <u>林道</u> ）を新たに作ること。
改築	かいちく	既存の道路（ <u>林道</u> ）を作り直すこと。

項 目	(よみがな)	解 説
快適環境形成機能	かいてきかんきょうけいせいきのう	森林の蒸発散作用等により気候を緩和するとともに、防風や防音、飛砂の防備など、快適な生活環境を保全する機能。
快適環境形成機能森林	かいてきかんきょうけいせいきのうしんりん	<u>公益的機能別施業森林</u> の1つで、 <u>快適環境形成機能</u> の保全することを目的とした森林。
皆伐	かいばつ	<u>主伐</u> の一種で、一定範囲の <u>樹木</u> を一斉に全部又は大部分を伐採すること。
かき起こし	かきおこし	天然下種更新によって容易に発芽や、活着ができるようにするために、地表のササ等を取り除く行為のこと。
拡大造林	かくだいぞうりん	<u>天然林</u> を伐採した跡地や原野などに <u>人工造林</u> を行うこと。
架線集材	かせんしゅうざい	主にワイヤーロープに取り付けた搬器を集材機械によって移動させて集材する方法。 <u>急傾斜地</u> でも搬出が可能であり、林地を荒らすことが少ないなどの長所がある。
下層植生	かそうしょくせい	森林において、 <u>上層木</u> に対する <u>下層木</u> 、及び草本類からなる植物集団のまとまりをいう。
下層木	かそうぼく	<u>樹冠</u> が2段以上の層状構造をなしている森林で、 <u>上層</u> の木に対して <u>下層</u> の木。
川上	かわかみ	木材（ <u>原木</u> ・ <u>素材</u> ）の流通において、山で木材を伐採し製材・加工所等（ <u>川下</u> ）に供給する側を指す。
川下	かわしも	木材（ <u>原木</u> ・ <u>素材</u> ）の流通において、山（ <u>川上</u> ）から運ばれてきた木材を製材・加工する側を指す。
緩傾斜地	かんけいしゃち	<u>高性能林業機械化促進基本方針</u> では、傾斜 20 度未満としている。
官行造林	かんこうぞうりん	<u>国有林野</u> の管理経営に関する法律に基づき、国が公有地または私有地に造林し、 <u>保育</u> を行う分収契約の森林（ <u>分収林</u> ）をいう。
幹材積	かんざいせき	木材の単木材積を表すもの。単位は立方メートル。
間伐	かんばつ	<u>樹木</u> を健全に成長させるため、 <u>森林</u> の <u>立木密度</u> （混み具合）を調整するための伐採作業。一般に、 <u>除伐</u> 後、 <u>主伐</u> までの間に育成目的に応じて数回行われる。

項 目	(よみがな)	解 説
寒風害	かんぷうがい	土壌の凍結により給水困難な状態となり、また寒風のため枝葉から水分が失われて、脱水による乾燥枯死をもたらす被害。
完満度	かんまんど	樹幹の太さは根元が最も太く、上部ほど細くなる。この太り具合（完満さ）のことをさす。
機械作業システム	きかいさぎょうしすてむ	伐採作業や育林作業における各工程の機械による作業仕組（機械の組合せ）をさす。 伐出（伐採搬出）作業においては、集材距離、傾斜の度合、伐採作業現場の大きさ、集中・分散の度合によって変わる。
木取り	きどり	伐採原木から種々の長さの採材すること。または、素材から種々の製材品をつくること。
胸高直径	きょうこうちよっけい	立木材積の測定方法のひとつ。成人の胸の高さの位置における樹木の直径をいう。1. 2mが一般的である。
郷土樹種	きょうどじゅしゅ	天然にその地域に自生する樹種及び歴史的に長期間にわたり植栽されてきた樹種。
急傾斜地	きゅうけいしゃち	高性能林業機械化促進基本方針では、傾斜 20 度以上としている。
禁伐	きんぱつ	樹木の伐採を禁止すること。
クローン	くろーん	挿し木などの無生殖で増やした固体群をいう。
群状択伐作業	ぐんじょうたくばつさぎょう	単木択伐の非効率性を補うとともに、皆伐による裸地化の弊害を避けるため、森林内の一部をパッチ状に小区画伐採し、その跡地は植栽若しくはぼう芽又は天然下種による更新を期待して行われる施業体系（作業種）の1つ。
形状比	けいじょうひ	樹幹の形（完満さ）を表す指標で、樹高を胸高直径で割った値で、この値が大きいほど、細く長い幹となり風害や雪害に対する抵抗力が弱くなる。
溪畔林	けいはんりん	流水の氾濫や湿潤性土壌の存在など、溪流沿いで溪流から何らかの影響を受けている地域に成立する森林。
県営林	けんえいりん	県が管理育成している森林。県有林のほか、県行分収造林地も含まれる。
原生的	げんせいてき	人の手がほとんど又は全く加わっておらず、自然のあるがままの状態。

項 目	(よみがな)	解 説
原木	げんぼく	<u>製材</u> ・ <u>合板</u> ・ <u>パルプ</u> などの原材料として用いられる丸太をいう。
県有林	けんゆうりん	<u>森林所有者</u> の形態のひとつ。地方公共団体のうち、 <u>県</u> が所有する <u>森林</u> 。
県立自然公園	けんりつしぜんこうえん	優れた自然の風景地で、 <u>県</u> が指定し、保護管理する <u>自然公園</u> 。
広域流域名	こういきりゅういきめい	<u>全国森林計画</u> における流域の単位。全国に44流域ある。山形県の3つの森林計画区は、最上川流域に該当する。
公益的機能	こうえきてききのう	一般的に、森林の有する <u>多面的機能</u> のうち、 <u>木材等の生産機能</u> を除いた、 <u>水源かん養機能</u> 、 <u>山地災害防止機能</u> 、 <u>生活環境保全機能</u> 、 <u>保健文化機能</u> をいう。
公益的機能別 施業森林	こうえきてききのうべつせぎょうしんりん	森林の有する <u>公益的機能</u> を高度に発揮させる必要がある森林で、 <u>水源涵養機能森林</u> 、 <u>山地災害防止/土壌保全機能森林</u> 、 <u>快適環境形成機能森林</u> 、 <u>保健文化機能森林</u> の各区分に分けられる。
更新	こうしん	<u>林分</u> を伐採して、 <u>後継林分</u> を仕立てること。
高性能 林業機械	こうせいのうりんぎょうきかい	一機種で、 <u>伐倒</u> ・ <u>枝払い</u> ・ <u>造材</u> ・ <u>集材</u> のうち、2工程以上の多工程処理を行う車両系又は架線系の林業機械。実際の生産性や経済性は、地形、伐採方法、路網密度などの作業条件によって大きく左右される。 <u>フェラーバンチャ</u> 、 <u>プロセッサ</u> 、 <u>ハーベスタ</u> 、 <u>タワーヤード</u> 、 <u>スイングヤード</u> などがある。
荒廃地	こうはいち	豪雨や地震などの自然現象によって災害を受け、 <u>山地表土</u> が <u>裸地化</u> して <u>植生</u> を欠いたところなどをいう。
合板	ごうはん	<u>原木</u> から薄くむいた「 <u>単板</u> 」の繊維方向（木目の方向）を1枚ごとに直交させ、奇数枚数を接着剤で接着、構成した板。
公有林	こうゆうりん	公共団体の所有する森林。 <u>県有林</u> 、 <u>市町村有林</u> 、 <u>財産区有林</u> などがある。 <u>国有林</u> 、 <u>私有林</u> に対する語。
広葉樹	こうようじゅ	<u>樹木</u> を葉の形で分類した名称で、 <u>針葉樹</u> に対する語。 ブナ、ナラ、ケヤキなど扁平な葉をもった <u>樹木</u> 。
高齢級	こうれいきゅう	<u>林齢</u> の高い <u>齢級</u> をいう。
国産材	こくさんざい	自国の山林から算出される木材。輸入材（ <u>外材</u> ）に対する語。

項 目	(よみがな)	解 説
国立公園	こくていこうえん	<u>国立公園</u> に準ずる優れた自然の風景地で、環境大臣が指定し、県が保護管理する <u>自然公園</u> 。
国土保全機能	こくどほぜんきのう	<u>森林の公益的機能</u> のひとつ。土砂崩壊防止、土砂流出防止、なだれ防止、流水防止機能等を総称した語。
国有林	こくゆうりん	<u>森林法</u> 第2条に定める森林のうち、国が森林所有者である森林と分収林（ <u>国有林野</u> の管理経営に関する法律で定めるもので、いわゆる <u>官行造林</u> 等）である森林をいう。
国有林の地域別の森林計画	こくゆうりんのちいきべつのしんりんけいかく	<u>森林法</u> 第7条の2の規定に基づき森林管理局長が <u>全国森林計画</u> に即して、 <u>森林計画区</u> 内の <u>国有林</u> を対象に5年ごとに10年を一期としてたてる計画。
国有林野	こくゆうりんや	国の所有する森林原野をいう。
国立研究開発法人森林研究・整備機構	こくりつけんきゅうかいはつほうじんしんりんけんきゅう・せいびきこう	森林研究・整備機構は、森林及び林業に関する試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配付、水源を涵養するための森林の造成等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与し、林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資すること、森林保険を効率的かつ効果的に行うことを目的としている。主な組織は、研究開発業務を担う森林総合研究所、水源林造成業務を担う森林整備センター、森林保険業務を担う森林保険センターの3グループで構成されている。旧緑資源公団（旧森林開発公団）。
国立公園	こくりつこうえん	我が国を代表する傑出した自然の風景地で、環境大臣が指定し、国が保護管理する <u>自然公園</u> 。
混交林	こんこうりん	性質の異なった2種類以上の樹種（ <u>針葉樹</u> と <u>広葉樹</u> など）が混じって生育する森林。 <u>単純林</u> の対語。
コンテナ苗	こんてななえ	容器内部にリブ（縦筋状の突起）を設け、容器の底面を開けるなどによって、根巻きを防止できる容器で育成した苗木。根が培地に張り巡らされ、根鉢が容易に崩れない状態が保たれ、根が垂直方向に発達して根巻きしないのが特徴。
さ 行		
財産区有林	ざいさんくゆうりん	市町村及び特別区の一部で、財産を所有する特別地方公共団体をいう。
材積	ざいせき	<u>立木</u> または <u>造材</u> された丸太、さらに製材された木材の体積をいう。 <u>立木</u> では <u>枝条</u> を含むときと <u>樹幹</u> だけの場合がある。単位は立方メートル、石がある。

項 目	(よみがな)	解 説
再造林	さいぞうりん	人工林を伐採した跡地に人工造林を行うこと。
索道	さくどう	支柱を立ててワイヤロープを張り、搬器を吊るして走行させ、特定区間の運材（木材の運搬）を行う施設をいう。
挿し木	さしき	植物体の一部（幹・枝・葉・根など）を親木から切り取って土などに挿して繁殖させる無性繁殖法のひとつ。
里山林	さとやまりん	集落や農地の周辺にあって、薪炭材や肥料となる落葉など、生活に密着した資材を継続的に供給してきた森林。
山地災害防止機能	さんちさいがいぼうしきのう	自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面浸食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能。
山地災害防止/土壤保全機能森林	さんちさいがいぼうし/どじょうほぜんきのうしんりん	公益的機能別施業森林の1つで、山地災害防止機能及び土壤保全機能等の維持増進を図ることを目的とした森林。
傘伐	さんばつ	一斉林の主伐（漸伐作業）のひとつで、伐期に達した林分を、親木を残して周辺を全林一様に伐採すること。
地拵え	じごしらえ	植栽や天然更新の準備のため、雑草や灌木の刈払いや伐採した樹木の枝等の整理を行う作業。
枝条	しじょう	樹木の幹以外の地上部分をいう。
自然環境保全地域	しぜんかんきょうほぜんちいき	社会的自然的条件から特に自然環境を保全することが必要な地域で、自然環境保全法、県自然環境保全条例に基づき指定され、国原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、県自然環境保全地域がある。
自然公園	しぜんこうえん	優れた自然の風景地を保護し、利用の増進や生物多様性の確保に寄与することを目的に、自然公園法、県立自然公園条例に基づき指定される公園で、国立公園、国定公園、県立自然公園の3種類がある。
下刈り	したがり	植栽した苗木の生育を妨げる雑草木を刈り払う作業。
市町村森林整備計画	しちょうそんしんりんせいびけいかく	森林法第10条の5に基づき、市町村が計画的かつ長期的視点にたって、適切に林業経営、森林施業を推進するためにたてる造林から伐採までの森林施業に関する総合的な計画。

項 目	(よみがな)	解 説
指定施業要件	していせぎょう ようけん	保安林の指定目的を達成するために定められる施業上の要件。立木伐採許可の基準となっている。要件としては、①立木の伐採方法（禁伐、択伐、皆伐等の区分）、②立木の伐採の限度（面積、材積）、③伐採後の植栽の方法、期間及び樹種がある。
指導林家	しどうりんか	率先して近代的林業経営に取組み、高度な知識、技術と実践力及び熱意を持ち、地域の林業振興に貢献している林業経営者を指導林家として認定している。
集材	しゅうざい	立木を伐採した後、林地に散在する伐倒木や丸太を運材に便利な地点（林道・土場）まで集めること。
集材機	しゅうざいき	原動機、動力伝達装置、ドラムなどを備え、鋼索を使って林間に散在する伐倒木を集める機械。
収量比数	しゅうりょうひす う	森林の立木の込み具合を表す指標であり、ある平均樹高の時、その林分がもてる最大の幹材積に対する現実林分の材積の比率をいう。
私有林	しゅうりん	森林の所有区分のひとつ。個人、会社・社寺などの法人、各種団体・組合などで所有する森林。
樹下植栽	じゅかしょくさい	複層林などを造成するために、林間に樹木を植栽すること。
樹冠	じゅかん	樹木の葉と枝の集まりをいう。クローネともいう。
樹幹	じゅかん	樹木の地上部のうち、枝や葉を除いた幹の部分をいう。
樹高	じゅこう	樹木の地上部の高さをいう。
受光伐	じゅこうばつ	複層林などを造成するために、下層木が成長できるように陽光を調整するために行う伐採。
樹根	じゅこん	樹木の根（地下）の部分をいう。
樹種	じゅしゅ	樹木の種類。スギ、アカマツ、ブナ、ナラなど。
樹種転換	じゅしゅてんかん	既存の樹木を伐採し、別の樹木を植栽したり、天然更新して林分の樹種を変える（転換）すること。
主伐	しゅばつ	利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。間伐と異なり、「更新」（伐採後、次の世代の樹木を育成すること）を伴う伐採である。
樹木	じゅもく	木、立木（立ち木）のこと。

項 目	(よみがな)	解 説
樹齡	じゅれい	樹木の種子が芽生えてから経過した年数。林齡ともいう。
上層木	じょうそうぼく	樹冠が2段以上の層状をなしている森林で、下層の木に対して上層の木。
蒸発散作用	じょうはっさんさ よう	蒸発と発散を合わせたもの。地表面から大気中への水の移動。土壌面からの水の蒸発と、そこに生育する植物による水の蒸散とを合わせた呼称。
植栽	しょくさい	苗木を植えること。
植栽密度	しょくさいみつど	人工林における1 ha 当たりの植栽本数。
植生	しょくせい	ある区域に集まって生育している植物の全体をいう。自然植生、現存植生などと使う。
除伐	じょばつ	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈りを終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数年間、数回行われる。
針広混交林	しんこうこんこう りん	針葉樹と広葉樹が混じって生育する森林。
人工造林	じんこうぞうりん	苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等の人為的な方法により森林を造成すること。
人工林	じんこうりん	人工造林等の人為を加えて成立した森林をいう。
人工林率	じんこうりんりつ	森林のうち、人工林の占める割合を指す。
新植	しんしょく	新規植栽の略語で、苗木を人為的に伐採跡地や未立木地に植栽すること。
薪炭材	しんたんざい	まき（薪）や炭（木炭）などの燃料用に使われる木材。
針葉樹	しんようじゅ	樹木を葉の形で分類した名称で、広葉樹に対する語。スギ、マツ類など、細くとがった葉をもった樹木。

項 目	(よみがな)	解 説
森林	しんりん	森林法第2条で、「1 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹」、「2 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地」但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く、と定められている。
森林位置図	しんりんいちず	5万分の1縮尺の地形図に、林班界、 <u>民有林</u> 及び <u>国有林</u> の区域界などが記入されているもの。
森林インストラクター	しんりん いんすとらくたー	都市住民等の一般の森林利用者に対して、森林や林業に関する知識を与え、森林の案内や森林内の野外活動の指導を行う専門家。資格試験は（一社）全国森林レクリエーション協会が実施している。
森林火災	しんりんかさい	通常、山火事といい、原野を含めて林野火災ともいう。
森林機能配置図	しんりんきのう はいちず	5万分の1縮尺の地形図（森林位置図）に、 <u>木材生産機能</u> 、 <u>水源かん養機能</u> 、 <u>山地災害防止機能</u> 、 <u>生活環境保全機能</u> 、 <u>保健文化機能</u> がそれぞれ高い森林の位置が記入されているもの。
森林基本図	しんりんきほんず	5千分の1の地形図に、行政区界が記入されているもの。
森林組合	しんりんとくみあい	森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として、森林組合法に基づき設立された森林所有者の協同組合。
森林組合法	しんりんとくみあい ほう	森林所有者の協同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の培養及び森林生産力の増進を図ることを目的とした法律（昭和53年法律第36号）。 <u>森林組合</u> 、 <u>生産森林組合</u> 、 <u>森林組合連合会</u> を定義している。
森林経営管理制度	しんりんけいえい かんとりせいど	林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図る、新たな制度。経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と担い手と繋ぐシステム。（新たな森林管理システム）
森林経営計画	しんりんけいえい けいかく	森林法第11条に基づき、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、自ら森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の <u>施業</u> 及び <u>保護</u> について作成する5年を1期とする計画。

項 目	(よみがな)	解 説
森林計画区	しんりんけいかくく	森林法第7条により定められた <u>地域森林計画</u> の対象とする区域（行政界）を定めたもので、山形県では、①庄内、②最上村山、③置賜の3森林計画区となっている。
森林計画図	しんりんけいかくず	5千分の1の地形図（森林基本図）に、 <u>地域森林計画</u> の対象とする森林の区域（林班界など）が記入されているもの。
森林計画制度	しんりんけいかくせいど	森林・林業に関する長期的・総合的な政策の方向、目標を定め、森林所有者などが行う <u>森林施業</u> の指針を明らかにする制度。
森林公園	しんりんこうえん	森林を主体とする公園的空間のこと。（レクリエーションの森、県民の森など）
森林作業道	しんりんさぎょうどう	集材など種として林業生産に供することを目的とした道のこと。主として林内作業車や2トン積み程度のトラックの走行を想定している。
森林GIS （地理情報システム）	しんりん じーあいえず システム	森林の位置・形状等の図面（地図）情報と、 <u>林齢</u> 、 <u>樹種</u> 、 <u>蓄積</u> 等の数値や文字の情報（属性情報）を一元的に管理し、これらの情報について、検索や分析を行うとともに、様々な地図や帳票等を出力することができるコンピュータシステム。
森林所有者	しんりん しょゆうしゃ	森林法第2条第2項で、権限に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。
森林所有者等	しんりん しょゆうしゃとう	森林法第10条の7で、森林所有者その他権限に基き森林の立木竹の使用又は収益をする者をいう。 長期間の受託により森林所有者に代わって経営を行う者も含まれる。
森林生産力	しんりんせいさん りょく	森林の主に木材を生産する能力（ポテンシャル）。
森林施業	しんりんせぎょう	目的とする森林を造成、維持するための <u>造林</u> 、 <u>保育</u> 、 <u>間伐</u> 、 <u>伐採</u> 等の一連の森林に対する行為。
森林総合利用 施設	しんりんそうごう りょうしせつ	交流、ボランティア、健康づくり、教育活動の場などとして、森林を様々に利用するために整備された交流施設と、それと一体となった森林。
森林蓄積	しんりんちくせき	森林の集まりとしての材積のことをいい、一般的には、森林の立木材積をさす。

項 目	(よみがな)	解 説
森林の機能 区分	しんりんの きのうくぶん	森林を、その森林の地形、地質、土壌その他の自然条件、林況等に関する評価因子をもとに、 <u>水源かん養機能</u> 、 <u>山地災害防止機能</u> 、 <u>生活環境保全機能</u> 、 <u>保健文化機能</u> 、 <u>木材等生産機能</u> の5つの機能に区分したもの。
森林病虫害	しんりん びょうがいちゅう	森林を形成する樹木を侵す有害菌や有害昆虫の総称。 松くい虫やナラ枯れなどが含まれる。
森林法	しんりんほう	我が国林政における最も基幹的な法律（昭和26年法律249号）。 <u>森林計画</u> 、 <u>保安林</u> その他森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展に資することを目的としている。
森林保健施設	しんりんほけんし せつ	森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号の規定により森林の有する保健機能を高度に発揮させるため公衆の利用に供する施設。休養施設、教養文化施設、スポーツ又はレクリエーション施設、宿泊施設等がある。
森林・林業 基本計画	しんりん・ りんぎょう きほんけいかく	政府が森林・林業基本法第11条の規定に基づき策定する <u>森林・林業</u> に関する施策の総合的かつ長期的な計画。 おおむね5年ごとに基本計画を変更することとされている。
森林・林業 基本法	しんりん・ りんぎょう きほんほう	<u>森林・林業</u> に関する施策について、総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とした法律（昭和39年法律161号）
水源 ^{かん} 涵養 機能	すいげんかんよう きのう	水資源を保持し、湧水を緩和するとともに、洪水流量等を調節する機能。
水源 ^{かん} 涵養 機能森林	すいげんかんよう きのうしんりん	<u>公益的機能別施業森林</u> の1つで、 <u>水源かん養機能</u> 等の維持増進を図ることを目的とした森林。
スイング ヤーダ	すいんぐやーだ	主策を用いない簡易策張方式に対応し、バックホウ等を台車として、そのアームをタワーとして使用する <u>林業機械</u> 。
スキッド	すきだ	木材を引きずって運ぶための <u>集材用の林業機械</u> の総称。
筋置き	すじおき	<u>筋地拵え</u> 等において、刈り払ったものなどを列上に置くこと。

項 目	(よみがな)	解 説
筋地拵え	すじじごしらえ	植栽する列だけ刈り払い、残りはそのまま放置するとともに、植え付けの際に障害となるものを取り除く作業。刈り払ったものなどは残った列の上、あるいは列に沿わせて置く。
精英樹	せいえいじゅ	同じ土壌条件の地域に生育する同種・同齢木に比べて、形質ともに特に優れた成長をしている樹木をいう。
生活環境保全機能	せいかつかんきょうほぜんきのう	生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する機能。
制限林	せいげんりん	保安林及び森林法施行規則第10条で定められている立木の伐採に制限がある森林をいう。 保安林、砂防指定地、鳥獣保護法の特別保護地区、自然公園法の特別地域内の森林等がある。
製材	せいざい	製材機械によって原木から製材品を木取りすること。または、木取りされた製品をいう。
生産森林組合	せいさんしんりんくみあい	森林の経営の共同化を目的として、森林組合法に基づき設立された協同組合。 森林組合は、組合員の森林経営の一部（施業、販売、購買など）の共同化を目的とするが、生産森林組合は、組合員の森林経営の全部の共同化を目的としている。
生態系	せいたいけい	ある地域の生物の群集とそれらに関する無機的環境をひとまとめにし、物質循環、エネルギー流などに注目して機能系としてとらえたもの。
成長休止期	せいちょうきゅうしき	樹木（特に落葉広葉樹）は、晩秋から早春の冬期間は、葉を落としたり、樹液の流動を停止し成長を休止する。
成長量	せいちょうりょう	一定期間の間に立木が成長した量で、森林計画では1年間の成長量（ m^3 /年）をいう。
生物多様性	せいぶつたようせい	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生物多様性条約においては、「生物の多様性」とは、全ての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含むとしている。
世界農林業センサス	せかいのうりんぎょうせんさす	我が国農林業の生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に実施している調査。

項 目	(よみがな)	解 説
施業	せぎょう	事業を経営管理し処理すること。特に <u>林業経営</u> についていう。(＝ <u>森林施業</u>)
施業実施協定	せぎょうじっしきょうてい	<u>森林法</u> 第 10 条の 11 の 9 の規定に基づくもので、 <u>森林所有者</u> や <u>特定非営利活動法人等</u> (NPO) が、 <u>市町村長</u> の認定を受けて、共同で <u>森林施業</u> を行うための取り決めを行う制度。
施業体系	せぎょうたいけい	森林の有する各機能を発揮するため、 <u>森林</u> の造成、維持する方法を体系化したもの。
線形	せんけい	<u>林道</u> や <u>作業道</u> の路線の平面的、縦断的な形をいう。
全国森林計画	ぜんこくしんりんけいかく	<u>森林法</u> 第 4 条の規定に基づき「 <u>森林・林業基本計画</u> 」に即して、 <u>農林水産大臣</u> が閣議決定を経て、 <u>森林の整備</u> の目標その他 <u>森林の整備</u> に関する基本的な事項等について、5 年ごとにたてる 15 年間の計画。
漸伐	ぜんぱつ	<u>主伐</u> の一種で、 <u>林分</u> を数回 (または数十回) に分けて <u>伐採</u> し、 <u>林内</u> へできるだけ同じように <u>後継樹</u> を育て、 <u>成熟木</u> を伐り終わると、ほぼ同齡の <u>幼齡林</u> になるように努める作業をいう。
全面地拵え	ぜんめんじごしらえ	<u>植え付け予定地</u> の雑草木やササ及び散乱している幹や枝など <u>植え付け</u> の際に障害となるものを <u>植栽予定地</u> の全面にわたって取り除く作業。
造材	そうさい	<u>伐倒</u> した樹木の枝を払い、これを切断 (<u>玉切り</u>) して、 <u>素材</u> (丸太) を生産する作業。
造林	そうりん	<u>林地</u> に <u>森林</u> を仕立てること。造林の方法には <u>人工造林</u> と <u>天然更新</u> がある。
素材	そざい	未加工の原材料をいう。木材の場合は、丸太及び <u>そま角</u> の総称。一般には <u>原木</u> ともいう。
素材生産業者	そざいせいさんぎょうしゃ	<u>立木</u> を <u>伐採</u> 、 <u>搬出し</u> 、丸太 (素材) の生産を行うことを業とする者。
そま (杣) 角	そまかく	<u>立木</u> の <u>伐採</u> 後、現地で <u>玉切り</u> した中丸太の四方を削って隅に丸みを残して角材としたもの。
た 行		
带状択伐作業	たいじょうたくばつさぎょう	<u>単木択伐</u> の非効率性を補うとともに、 <u>皆伐</u> による <u>裸地化</u> の弊害を避けるため、 <u>立木</u> を樹高幅ほどで <u>带状</u> に <u>伐採</u> し、その跡地は <u>植栽</u> 若しくは <u>ぼう芽</u> 又は <u>天然下種</u> による <u>更新</u> を期待して行われる <u>施業体系</u> (作業種) の 1 つ。

項 目	(よみがな)	解 説
択伐	たくばつ	主伐の一種で、森林内の成熟木を数年～十数年ごとに計画的に伐採（抜き切り）すること。伐採により森林の状態が大きく変化せず、持続的な森林経営ができる。
択伐率	たくばつりつ	択伐を行う割合を 100 分率で表したものの。一般には本数や材積を基準にする。
玉切り	たまぎり	立木を伐倒して枝払いが済んだ後、樹幹の大小、曲がり、節、腐れなどの欠点を見極めて、用途に応じて定められた長さに切断して丸太にすること。
多面的機能	ためんてききのう	森林の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能。
タワーヤーダ	たわーやーだ	元柱になる鉄柱と集材装置を装備した移動式の集材機（林業機械）。
団地	だんち	造林や伐採などが一体として効率的に行われうるまとまりをいう。
単純林	たんじゅんりん	1 種類の樹種から成立している森林。混交林に対する語。
短・中伐期作業	たん・ちゅうばつきぎょう	薪炭材、しいたけ原木等の生産を目的になら類を対象として、短期間（25 年～35 年）で一斉にある程度まとまった面積を伐採し、ぼう芽による更新を期待して行われる施業体系（作業種）、又は中径材の生産を目的にスギ、アカマツ、カラマツなどを対象として、おおむね標準伐期齢前後で一斉にまとまった面積を伐採し、その跡地を人工植栽する施業体系（作業種）。
単木択伐作業	たんぼくたくばつきぎょう	択伐作業の 1 種で、更新のために伐区から一定量を単木的に均等に抜き伐りする方法。
単木択伐	たんぼくたくばつ	立木の伐採が、森林及びその周辺における自然環境に大きな変化を招くおそれが少ない程度の択伐。
地位	ちい	林地の材積生産力を示す指数で、気候、地勢、土壌条件等の地況因子が総合化されたもの。
地域材	ちいきざい	一定の圏域的なまとまりである地域内から産出される木材。

項 目	(よみがな)	解 説
地域森林計画	ちいき しんりんけいかく	森林法第5条第1項の規定に基づき知事が <u>全国森林計画</u> に即して、森林計画区内の民有林を対象に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、 <u>市町村森林整備計画</u> における森林施業の指針となるものである。
チェーンソー	ちえんそー	鋸歯のついたチェーンを高速回転させて立木や木材を切断する動力のこぎり。
蓄積	ちくせき	森林の立木幹材積の現存量、材積をいう。
治山事業	ちさんじぎょう	森林法に規定する保安施設事業と地すべり等防止法に規定する地すべり工事またはぼた山崩壊防止工事に関する事業をいう。
治山施設	ちさんしせつ	保安林の指定の目的を達成するために必要として実施された保安施設事業（森林法）及び地すべりを防止するために地すべり防止工事（地すべり等防止法）により設置された施設。
地質	ちしつ	地殻を構成する物質。その種類、性質または状態をさすことが多い。大部分は岩石であるが、地層、堆積物、風化生成物ないし土壤も含まれる。
稚樹	ちじゅ	天然生の小さい樹木のこと。苗畑では苗木という。
地表処理	ちひょうしより	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等を行うこと。
鳥獣害防止 森林区域	ちょうじゅうがい ぼうししんりん くいき	主に人工林を対象とし、鳥獣被害森林及び被害が発生する恐れのある森林について設定し、防護柵等の被害防止対策を講じ、植栽木の保護を推進する区域。
長伐期施業	ちょうばつき せぎょう	主に用材林の生産を目的に長伐期（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢以上）で、一斉にある程度まとまった面積を伐採し、その跡地は、植栽又はぼう芽による更新を期待して行われる施業体系（作業種）の1つ。
坪地拵え	つぼじごしらえ	苗木を植え付ける所の周辺だけ円形あるいは方形に刈り払い、植え付けの際の障害となるものを取り除く作業。
地利	ちり	木材の搬出・輸送距離の長短による搬出の難易度など、経済的位置の有利不利の度合いを示すもの。
つる切り	つるきり	保育作業のひとつで、造林木に巻きつく「つる類」を取り除く作業。

項 目	(よみがな)	解 説
適地適木	てきちてきぼく	森林を仕立てる際、土壌、気象、地形、地質などその土地の立地に合った樹種を検討し、判断すること。
天然下種更新	てんねんかしゅこうしん	林地内に残した木（母樹）またはその側方の木より自然に落ちた種から発芽した稚樹を後継樹として森林を仕立てる方法。
天然更新	てんねんこうしん	人のかかわりは補助手段として、主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させることをいう。 種子が自然に落下し、発芽して成長する場合（天然下種更新）と、木の根株から発芽（ぼう芽）して成長する場合などがある。
天然更新補助作業	てんねんこうしんほじょさぎょう	天然更新を促すため、下刈り、枝条整理やかき起こし等の地表処理を行うこと。
天然生林	てんねんせいりん	主として天然力の活用により成林させ維持する森林。
特定広葉樹	とくていこうようじゅ	地域独特の景観や多様な生物の生息・生育環境の維持・創出を図るために必要な広葉樹として市町村森林整備計画で定めた樹種。
特定広葉樹育成施業	とくていこうようじゅいくせいせぎょう	特定広葉樹を主体とした地域独特の景観、多様な生物の生息・生育環境等の形成を図るための森林施業。
特定保安林	とくていほあんりん	農林水産大臣が森林法第39条の3の規定により、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林のうち、その機能を確保するため、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があるとして指定した森林。
特用林産物	とくようりんさんぶつ	森林原野の産物（林産物）のうち、木材を除いた品目をいう。薪、木炭、きのこ、山菜、樹皮、ウルシなどの樹液、工芸材料、繊維、樹脂などがある。
土場	どば	木材を森林から市場、工場まで搬出する過程で、木材を一時的に集積し、貯木する場所のこと。（作業土場、駅土場、山土場など）
な 行		
苗木	なえぎ	移植または林地に植栽する小さい木のこと。

項 目	(よみがな)	解 説
ナラ枯れ	ならがれ	ナラ枯れとは、カシノナガキクイムシという甲虫類の一種とそれに共生する菌によってナラ類（ミズナラ、カシワコナラ等）の木が立ち枯れする現象。
抜き伐り	ぬきぎり	木を間引くことで間伐と同じ施業だが、保育のため実施する間伐と異なり、材を利用することを主目的に概ね標準伐期齢以上の木を単木的に伐採する施業をいう。
根浮き	ねうき	冠雪や雪圧により植栽木が引きづられることや、植栽時の踏み固め不足等で発生する植栽木の根が浮く現象。
根踏み	ねぶみ	根浮きのほか苗木の活着を促すため、苗木の先を持って、苗木の周辺を踏みつける。
根巻き	ねまき	根がポットなどの育苗容器の壁面に沿ってビッシリと張った状態のこと。根巻きした部分が障害になり、生育停滞・収量低下の原因になる場合がある。 園芸用語では、木を移植する際に土が落ちないように麻袋用の布などで根鉢を包み、縄でそのまわりを巻くことをいう。
は 行		
葉枯らし	はがらし	伐倒木を枝葉のついたまま一定期間（通常数ヶ月程度）林内に放置し、残した枝葉からの水分蒸発によって材の含水率を低下させる方法。古くから優良材の材質向上や搬出材の軽量化のために行われている。
伐期	ばっき	林木の伐採・収穫の時期。
伐期齢	ばっきれい	林木が成熟して伐採時期に達した林齢。
伐区	ばっく	もともと伐採（主伐）が行われる区域をさすが、造林から育林、伐採までの作業が一貫して同一に行われる区域にも用いられる。
伐採	ばっさい	山などから木を切り出すこと。
伐採跡地	ばっさいあとち	林木が伐期に達し、伐採（皆伐や傘伐（さんばつ））した跡地のこと。
伐採種	ばっさいしゅ	主伐における伐採方法をいう。皆伐、択伐等に分ける。

項 目	(よみがな)	解 説
伐採率	ばっさいりつ	林分を伐採（主伐・間伐）するときの伐採の割合。一般に、本数伐採率と材積伐採率がある。なお、間伐の伐採率を間伐率という。
伐採立木材積	ばっさいりゅうぼくざいせき	林分を伐採し、または伐採する時に、伐採する立木の材積をいう。
伐倒	ばっとう	立木を伐り倒すこと。伐採、伐木ともいう。
伐倒駆除	ばっとうくじょ	森林病虫害の防除のため、枯死または弱った樹木を伐倒して、焼却や薬剤散布等の処理を行うこと。
ハーベスタ	はーべすた	伐倒、枝払い、玉切り、集積の一連の多工程の処理を連続して行う自走式の林業機械。
パルプ	ぱるぷ	木材その他の繊維原料から採取したセルロース繊維の集合体のこと。
標準伐期齢	ひょうじゅんばっきれい	主要樹種について平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐期齢等を勘案し、地域森林計画で示した指針をもとに、森林計画制度上の誘導指標として市町村森林整備計画で定めた年齢。保安林の指定施業要件の基準に用いられている。
ピーク流量	ピーくりゅうりょう	降雨により、ある時間に最大となる流量をさす。
病虫害	びょうがいちゅう	有害菌や有害昆虫の総称。（＝森林病虫害）
風雪害	ふうせつがい	風（風害）や雪（雪害）により、樹木が倒れたり、折れたりする被害の総称。
フェラーバンチャ	ふえらーばんちゃ	立木の伐倒とその後の作業が便利なように一定の場所に集積する2つの工程を行う林業機械。
フォワーダ	ふおわーだ	荷台に木材を積載して、集材する林業機械。
幅員	ふくいん	道の幅のことをいい、車の通る幅を車道幅員といい、これに路肩を加えた幅を全幅員という。
複層林	ふくそうりん	林冠構成が複数状態をしている森林を総称して、複層林という。二層のものを二段林、三層のものを三段林という。択伐林は複層林となる。
複層林施業	ふくそうりんせぎょう	森林を構成する林木の一部を伐採し、苗木の植栽等を行うことにより、複数の林冠を構成する森林を造成する施業。

項 目	(よみがな)	解 説
不在村森林所有者	ふざいそんしんりんしょゆうしゃ	自分の森林の所在する市町村の区域に居住していない森林所有者。
普通林	ふつうりん	制限林以外の森林。
不用木	ふようぼく	造林木の健全な成長を阻害したり、将来阻害が予想される侵入木。
不良木	ふりょうぼく	形質の不良な造林木。
プロセッサ	ぷろせっさ	全木（枝付きの伐倒木）の枝払い、玉切り、集積の一連の工程を行う林業機械。
分収林	ぶんしゅうりん	土地を借りて造林（分収造林）または育林（分収育林）し、利益を所有者（地主）と分け合うこと（分収）。
平均成長量	へいきんせいちょうりょう	その年までに成長した量を総成長量というが、これを年数で割ったもの。
保安施設	ほあんしせつ	地域森林計画における、保安林、保安施設地区、治山事業等に関する総称。
保安施設事業	ほあんしせつじぎょう	保安林の指定された目的が達成されるように行われる、山地治山、防災林造成、保安林整備等の事業の総称で、森林法第41条に規定されている。
保安施設地区	ほあんしせつちく	農林水産大臣又は知事が保安施設事業を行う必要があるとして、農林水産大臣が森林法第41条の規定によりその事業地や周辺の森林等を指定した地区。この地区は、事業完了後一定期間経過すると保安林に転換される。
保安林	ほあんりん	水源のかん養、土砂の流出等の防備、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存等のため、森林法第25条に基づいて農林水産大臣又は知事が指定した森林。森林の施業に一定の制限が課せられる。
保育	ほいく	植栽を終了してから伐採するまでの間に、樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。
保育間伐	ほいくかんぱつ	育成の対象としている樹木（目的木）間の競合を緩和し、残存木に十分な陽光を与えるため目的木を伐除する間伐のうち、伐採された木が利用径級等に達しないため林地にそのまま林木を放置する間伐をいう。これに対し素材を生産するものを「利用間伐」という。
ぼう芽	ぼうが	立木を伐採した後に切り株から発生する芽をぼう芽という。

項 目	(よみがな)	解 説
ぼう芽更新	ぼうがこうしん	<u>立木を伐採した後に切り株から発生したぼう芽</u> を成長させて林を更新する方法。 こなら、くぬぎなどぼう芽力の強い <u>広葉樹</u> に対して行われる。ぼう芽更新は、薪炭林などで行われる。
防火樹林帯 (防火樹帯)	ぼうかじゅりんたい	森林火災発生時の延焼を防ぐために、防火性、耐火性の強い樹種により、林縁や林内に設ける樹林帯。
保健機能森林	ほけんきのうしんりん	森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2の規定に基づき、 <u>地域森林計画</u> に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認める場合に、森林の保健機能の増進を図るべき森林として、 <u>市町村森林整備計画</u> でその区域が特定されている森林。
保健文化機能	ほけんぶんかきのう	森林浴やハイキングなど身近に自然とふれあう場としての機能(保健・レクリエーション機能)、史跡・名勝における森林の美的景観及び森林環境教育等体験学習の場としての機能(文化機能)、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する場としての機能(生物多様性保全機能)等の総称。
保健文化機能森林	ほけんぶんかきのうしんりん	<u>公益的機能別施業森林</u> の1つで、 <u>保健文化機能</u> の保全・推進を図ることを目的とした森林。
保護樹帯	ほごじゅたい	造林をする際に前生樹の一部を帯状に残して風をさえぎり、または主風の方向に対して樹木を帯状に造成することによって気象害などの被害の軽減を目的に残された又は造成された <u>樹木</u> の集団をいう。
母樹	ぼじゅ	優良な形質をもった種子や穂木、茎や根を採取する樹をいう。母樹の集団を母樹林という。
本数調整伐	ほんすうちょうせいばつ	森林の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度(本数)を調整する作業。
ま 行		
松くい虫	まつくいむし	森林病害虫のひとつで、アカマツやクロマツに寄生してその樹皮下及び材部を食害し、枯死させる昆虫の総称。 特に、マツノマダラカミキリによって媒介される <u>マツノザイセンチュウ</u> による被害を指すことが多い。
マツノザイセンチュウ	まつのざいせんちゅう	<u>樹木</u> の材部に生息する材線虫の一種。全国的に発生しているから松枯れは、この線虫が樹木内に進入して起こる。 マツノマダラカミキリが媒介し、被害木は夏の終わりから秋にかけて、あるいは、冬を越した春から初夏にかけて急激に赤変し、枯死する。

項 目	(よみがな)	解 説
末木枝条	まつぼくしじょう	樹木の梢端や枝など一般に木材として利用されない部位。
密度管理	みつどかんり	林木の密度と材積成長との間に定量的な関係があることを利用して、林分を管理すること。
密度管理図	みつどかんりず	林木の成長に関する密度効果の法則等を応用し、生育段階に応じた密度と材積等の関係を一つの図にまとめて表したもの。 この図から立木密度と上層木の樹高によって幹材積、平均直径、収量比数を知ることができ、密度管理方式に応じて収量を予測できる。
未立木地	みりゅうぼくち	伐採跡地以外の無立木地。
民有林	みんゆうりん	森林法第2条に定める森林のうち、国有林以外の森林をいう。民有林は、①個人、会社・社寺など法人が所有する私有林、②県、市町村・財産区などで所有する公有林、③緑資源機構所管林に区分される。
無節	むぶし	製材品の材面に節のないこと。
無立木地	むりゅうぼくち	一般に、樹木が生林していない林地をいう。 伐採跡地と未立木地の総称。
猛禽類	もうきんるい	飛翔力が強く、曲がった鋭いくちばしをもち、他の鳥類や哺乳類・爬虫類などを捕食する大型の鳥の総称。
木材市場	もくざいしじょう	木材の売買取引を行う市場。
木材等生産機能	もくざいとう せいさんきのう	木材等の森林で生産される資源を培養する機能。
木質バイオマス	もくしつばいおます	バイオとは生物、マスは量を表し、生物体総量をいう。このうち、森林から出る用材、間伐材、林地残材、あるいは輸入木材などを木質バイオマスという。
や 行		
薬剤注入	やくざいちゅう にゅう	森林病虫害の防除のために、樹木に農薬等の薬剤を注入すること。

項 目	(よみがな)	解 説
山土場	やまどば	丸太の輸送、保管の必要から伐採現場の近いところに設けた一時的または長期に利用する丸太の集積場。林道に併設されているもの、伐採期間のみ機能させるものがある。
有用広葉樹	ゆうよう こうようじゅ	一般に、住宅部材、家具用材等として利用される材が採れる樹種を指している。家具建築用材などに利用されるブナ、カンバ類、ナラ類、ケヤキ、キリ、ハリギリなどがある。
優良材	ゆうりょうざい	形質の良い木材のこと。
雪起し	ゆきおこし	融雪後、倒伏して傾斜したまま立ち直らない林木を、わらやテープで傾斜上部から引き起こし固定する作業。
要間伐森林	ようかんばつ しんりん	間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これを早急に実施する必要があるものとして、市町村森林整備計画で定めた森林。
用材林	ようざいりん	建築材その他の用途に利用することを目的として育てた森林
要整備森林	ようせいびしんりん	特定保安林（機能の低下している保安林の機能確保を目的として農林水産大臣が指定する保安林）の区域内で、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があるとして、知事が地域森林計画で定めた森林。 指定する内容は、所在・面積及び実施すべき施業（造林・保育・伐採等）の方法・時期となっている。
ら 行		
裸地	らち	一般に、林地内において、樹木や下層植生が生育しておらず、地面が剥き出しになっている状況をいう。
立木	りゅうぼく	一般に、土地に生育する個々の樹木をさす。
立木材積	りゅうぼくざいせき	材積の測定方法のひとつで、枝条を含めた樹木全体の材積と、枝条を除いた幹材積、枝条だけの層積がある。
立木度	りゅうぼくど	森林の立木の密度を示したもの
林家	りんか	世界農林業センサスにおいて、所有山林又は所有山林以外の保有山林が1ha以上の世帯をいう。
林冠	りんかん	樹冠が隣接する樹木の樹冠と接して隙間なく連続している状態をいう。

項 目	(よみがな)	解 説
林業	りんぎょう	土地（林地）の上に林産物の蓄積を図り、不動産として林道、動産としての流動資産、資本財としての機械器具などの生産手段を用いて商品としての林産物（木材やきのこなど）を生産する産業。
林業機械	りんぎょうきかい	伐採や造材、搬出を行うための林業専用の機械をいう。 チェーンソーや刈り払い機のほか、高性能林業機械が開発されている。
林業研究グループ	りんぎょうけんきゅうぐるーぷ	林業経営の改善及び林業技術の向上を主たる目的として、林業後継者などを中心に組織され、共同で学習・研究活動、共同事業などを行うグループ。 略して「林研グループ」という。
林業公社	りんぎょうこうしゃ	森林所有者が自ら行うことが困難な地域等において、分収林方式により森林整備を行うことを目的として設立される公益法人。
林業経営体	りんぎょうけいえいたい	林家や林業会社など所有権または所有権以外の権限に基づいて育林または伐採を行うことができる山林を保有している世帯、法人、団体をさす。
林業士	りんぎょうし	山形県で、地域林業の活性化を図るため、地域の中核的指導者として活動できる人を林業士として認定している。 地域の模範となる林業経営の実践、林業後継者の育成や県民を対象とした森林環境学習など多様な活動をしている。
林業事業体	りんぎょうじぎょうたい	林家や林業会社など森林を保有し、その経営を行う林業経営体から受託、請負等によって育林や木材生産等を行う森林組合、造林業者、素材生産業者等をいう。 なお、世界農林業センサスでは、山林の保有面積が10アール以上の世帯、法人、法人以外の団体等をさす。
林業専用道	りんぎょうせんようどう	幹線となる林道を保管し、森林作業道と組み合わせて、森林施業の用に供する道をいい、10トン積みトラックや林業用車両の走行を想定している。
林業普及指導員	りんぎょうふきゅうしどういん	森林法第187条に定められる職員で、専門事項に関する調査研究、林業に関する技術及び知識の普及、森林の施業に関する指導を行う。
林研グループ	りんけんぐるーぷ	林業研究グループの略。
林産物	りんさんぶつ	林野から生産または採取される産物。木材の他に薪や木炭、きのこ、ウルシなどの特用林産物がある。

項 目	(よみがな)	解 説
林床	りんしょう	森林の地床のことで、森林生態系を維持するための重要な場となっている。
林相	りんそう	森林を構成する樹種、林冠の疎密度、林齢、林木の成長状態などによって示される森林の全体像をいう。
林地開発	りんちかいはつ	森林における開発行為をいい、具体的には、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為であり、森林法第10条の2により、許可制度となっている。
林地肥培	りんちひばい	林木の生長を促進し、地力の維持と造林を図るため林地に肥料をほどこすこと。
林道	りんどう	木材等の林産物を搬出したり、林業経営に必要な資材を運搬するため森林内に開設された道路の総称。行政では、林道規程に適合し、林道台帳に登載されているものをさす。
林道網	りんどうもう	森林内の道路で構成される路網のうち、網の目状に敷設され形成される林道の路網を指す。
林道密度	りんどうみつど	森林の単位面積当たりの林道の延長 (m/ha) で表される。
林内照度	りんないしょうど	林内の明るさの度合いのことをいう。
林内相対照度	りんない そうたいしょうど	林内の明るさの、裸地での明るさに対する比。一般には、照度計を用いて測定する。
林内路網密度	りんないろもう みつど	森林内において、林道に一般道路（国道・県道・市町村道等）の延長を加えたものの密度 (m/ha) をいう。
林班	りんぱん	森林の位置と施業の便を考え設定した森林区画の単位。沢筋・尾根筋・河川などの自然地形などで分けする。
林分	りんぶん	林相がほぼ一様で、隣接する森林と区別できるような条件を備えた森林。例えば、樹種、樹齢、林木の直径などが揃っているなどで、林業経営上の単位として扱われる。
林木	りんぼく	林分を構成している樹木をいう。
林野	りんや	森林と森林以外の草生地とを合わせたもの。また、不動産登記法上の分類では、山林と原野を加えたもの。
林齢	りんれい	森林の年齢。森林が成立（更新又は植栽）した年を1年とし、それから経過した森林の年数をさす。

項 目	(よみがな)	解 説
齡級	れいきゅう	林齡を5年ごとの幅でくくったもの。林齡1～5年をⅠ齡級、6～10年生をⅡ齡級、以下5年刻みでⅢ齡級、Ⅳ齡級・・・という。
路網	ろもう	森林内における林業用道路が網の目状に敷設、形成されている状況。林道や林業専用道、森林作業道のほか、一般道路（国道・県道・市町村道等）を加えた道路全体を指す。